

様式 1

事業報告書				
医療法人整理番号		00349		
報告期間	自	令和6年4月1日		
	至	令和7年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1)	名称	医療法人愛広会	
		分類①	社団（出資持分あり）	
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2)	事務所の所在地	都道府県	新潟県
			市区町村	新潟市北区
			町名・番地	木崎761番地
			建物名	
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3)	設立認可年月日	平成5年11月15日	
	(4)	設立登記年月日	平成5年11月24日	
	(5)	理事長の氏名	姓	池田
			名	弘
		役員及び評議員の人数	22	
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
	(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
	(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
	(2)	附帯業務	記載はこちら	
	(3)	収益業務	記載はこちら	
	(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
	(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	
	(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
	(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
	(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	
	(9)	その他	記載はこちら	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	池田	弘	理事長
理事	池田	祥護	副理事長
理事	山下	宣行	専務理事
理事	村山	浩太郎	常務理事
理事	稲葉	晋	相談役
理事	山本	智章	新潟リハビリテーション病院・尾山愛広苑 管理者
理事	山崎	慰生	経理部長
理事	八木	和徳	新潟田リハビリテーション病院・介護老人保健施設豊浦愛広苑・介護医療院豊浦杏番館 管理者
理事	西澤	正豊	新潟医療福祉大学 学長
理事	鈴木	薫	介護老人保健施設中条愛広苑 管理者
理事	小島	美江	介護老人保健施設新井愛広苑 管理者
理事	西村	安義	胎内ついで歯科医院 管理者
理事	鯉淵	仁	介護老人保健施設相川愛広苑 管理者
理事	齋藤	進	(株)NSGホールディングス 常務理事
理事	松村	俊史	(株)NSGホールディングス 常務理事
理事	吉田	勝	総務部長
理事	佐藤	秀幸	国際メディカル専門 副校長
理事	小林	美登	キーデンタルクリニック新潟訪問専門医院 管理者
理事	中村	厚夫	新潟県立吉田病院 管理者
理事	小島	直樹	介護老人保健施設関川愛広苑 管理者
監事	北爪	文義	税理士
監事	村山	雄亮	弁護士

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式 1 : 2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務											
(開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	新潟リハビリテーション病院		1510122581	新潟県新潟市北区木崎 7 6 1 番地	108	60	0	0	0	0	0
病院	新発田リハビリテーション病院		1510611799	新潟県新発田市荒町甲1611番地8	60	180	0	0	0	0	0
診療所	胎内ついで歯科医院		1532530217	新潟県胎内市築地2025-1							
診療所	キーデンタルクリニック新潟訪問専門医院		1537131235	新潟県新潟市西蒲区巻甲2908-3							
病院	新潟県立吉田病院	新潟県から指定管理者として指定を受けて管理 2 0 2 4 年 4 月 2 日	1511310755	新潟県燕市吉田大保町 3 2 番地14号	110	0	0	0	0	0	0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	尾山愛広苑		1550180176	新潟県北区木崎 7 5 4 番地	100	40
介護老人保健施設	関川愛広苑		1556480018	新潟県岩船郡関川村大字湯沢 7 2 8 番地7	80	35
介護老人保健施設	中条愛広苑		1552580027	新潟県胎内市十二天 9 1 番地	100	37
介護老人保健施設	相川愛広苑		1552280065	新潟県佐渡市相川大浦571番地	150	35
介護老人保健施設	新井愛広苑		1551680018	新潟県妙高市大字小原新田 5 2 8 番地	100	35
介護老人保健施設	豊浦愛広苑		1550680001	新潟県新発田市荒町甲 1 6 1 1 番地8	100	37
介護医療院	豊浦吉番館		15B0600014	新潟県新発田市荒町甲 1 6 1 1 番地8	120	0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
尾山訪問看護ステーション		新潟県新潟市北区木崎 7 5 4 番地	訪問看護
関川ナーシングセンター		新潟県岩船郡関川村大字湯沢 7 2 8 番地7	訪問看護
訪問看護ステーション中条愛広苑		新潟県胎内市西本町 1 2 番 1 号	訪問看護
とようら訪問看護ステーション		新潟県新発田市荒町甲 1 6 1 1 番地8	訪問看護
できじま訪問看護ステーション		新潟県新潟市中央区東出来島 1 番 3 0 号	訪問看護
村上ナーシングセンター		新潟県村上市山居町 1 丁目 4 番 2 9 号 TMビル 3 階	訪問看護
在宅介護支援センター新井愛広苑		新潟県妙高市大字小原新田 5 2 8 番地	在宅介護支援センター
訪問リハビリテーション相川愛広苑		新潟県佐渡市相川大浦571番地	訪問リハビリ
訪問リハビリテーション新井愛広苑		新潟県妙高市大字小原新田 5 2 8 番地	訪問リハビリ
グループホームおやま		新潟県北区木崎 7 5 4 番地	認知症対応型共同生活介護
グループホームどっこんの家		新潟県胎内市十二天 9 1 番地	認知症対応型共同生活介護
グループホームはやどおり		新潟市北区早通 9 3 番地3	認知症対応型共同生活介護
ケアステーションどっこん		新潟県胎内市十二天 9 1 番地	小規模多機能型居宅介護
リビングサポートおやま		新潟市北区木崎 1 8 1 1 番地3	小規模多機能型居宅介護
リビングサポートはやどおり		新潟市北区早通 9 3 番地3	小規模多機能型居宅介護
ナーシングケアとよさか		新潟市北区白新町 2 丁目 1 3 番 1 0 号	看護小規模多機能型居宅介護
愛広苑 壱番館		新潟市中央区田町 1 丁目3239番地1	介護付有料老人ホーム
愛広苑 参番館		新潟市東区有楽 2 丁目 1 3 番地8	介護付有料老人ホーム
愛広苑 弐番館		新潟市北区白新町 2 丁目 1 3 番 1 0 号	サービス付き高齢者向け住宅

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和6年5月30日	夏期賞与資金調達の承認
令和6年5月30日	理事の退任及就任の承認
令和6年6月26日	2 0 2 3 年度事業報告・決算報告の承認
令和6年10月30日	冬期賞与資金調達の承認
令和7年3月28日	2 0 2 5 年度事業計画・収支予算の承認
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
令和6年11月1日	新潟リハビリテーション病院、新発田リハビリテーション病院 電子カルテ導入
令和7年3月31日	尾山愛広苑愛広苑 既存電気設備のLED化工事
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人愛広会
所在地 新潟県新潟市北区木崎761番地

※医療法人整理番号 00349

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	3,185,510	I 流動負債	3,957,592
現金及び預金	716,663	買掛金	52,334
事業未収金	2,208,428	短期借入金	1,993,000
未収金	60,715	未払金	1,038,734
たな卸資産	62,654	未払法人税等	29,606
前払費用	134,668	未払消費税等	7,925
貸倒引当金	-11,720	前受金	39
その他の流動資産	14,102	預り金	881
		従業員預り金	54,915
		賞与引当金	529,126
		その他の流動負債	251,032
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	3,305,069	II 固定負債	2,110,368
1 有形固定資産	3,085,580	長期借入金	1,885,781
建物	2,455,562	その他の固定負債	30,606
構築物	103,589	繰延税金負債	2,874
医療用器械備品	85,250	退職給付引当金	191,107
その他の器械備品	92,594	その他の固定負債	
車両及び船舶	826		
土地	347,759		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	6,067,960
		純資産の部	
2 無形固定資産	11,003	科目	金額
ソフトウェア	8,202	I 出資金	1,250,000
その他の無形固定資産	2,801	II 積立金	-827,388
その他の無形固定資産		圧縮積立金	51,459
		繰越利益積立金	-878,847
3 その他の資産	208,486	その他積立金	
有価証券	1,787		
役員等長期貸付金	19,602		
長期前払費用	58,651		
貸倒引当金	-19,378		
その他の固定資産	147,824	III 評価・換算差額等	7
長期前払費用		その他有価証券評価差額金	7
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産			
資産合計	6,490,579	純資産合計	422,619
		負債・純資産合計	6,490,579

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人愛広会
所在地 新潟県新潟市北区木崎761番地

医療法人整理番号	00349
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			11,911,900
2 事業費用			
(1) 事業費	11,543,688		
(2) 本部費	334,818		11,878,506
本来業務事業利益			33,394
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			2,710,364
2 事業費用			2,638,158
附帯業務事業利益			72,206
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			105,600
II 事業外収益			
受取利息	473		
その他の事業外収益	57		530
III 事業外費用			
支払利息	44,389		
その他の事業外費用			44,389
経常利益			61,741
IV 特別利益			
固定資産売却益	11,398		
その他の特別利益			11,398
V 特別損失			
固定資産売却損	20,755		
その他の特別損失			20,755
税引前当期純利益			52,384
法人税・住民税及び事業税	45,952		
法人税等調整額	-342		45,610
当期純利益			6,774

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 医療法人 愛広会
所在地 新潟県新潟市北区木崎 7 6 1 番地

※医療法人整理番号	349
-----------	-----

財 産 目 録
(令和 7年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	6,490,579 千円
2. 負 債 額	6,067,960 千円
3. 純 資 産 額	422,618 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,185,510
B 固 定 資 産	3,305,069
C 資 産 合 計 (A + B)	6,490,579
D 負 債 合 計	6,067,960
E 純 資 産 (C - D)	422,618

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。		
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式5

様式5

法人名 医療法人 愛広会
所在地 新潟県新潟市北区木崎7 6 1 番地

※医療法人整理番号	349
-----------	-----

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者である法人	(株)NSGホールディングス (注1)	新潟市中央区古町 通二番町495番地	4,441,254	グループ法人の経 営管理・指導	役員の兼務、 債務被保証	債務被保証 (注2)	1,426,455	-	-
						保証料の支払 (注2)	2,939	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 当法人副理事長 池田祥護が代表取締役である法人。

(注2) 当法人の一部の借入れについて債務保証を受けております。保証料は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 個人である関係事業者

該当なし

監 事 監 査 報 告 書

医療法人愛広会
理事長 池田 弘 殿

私たちは、医療法人愛広会の２０２４年度（２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

２０２５ 年 ６ 月 １ ７ 日

医療法人愛広会

監事 北爪 文義

監事 村山 雄亮

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項 該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

②たな卸資産 最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法

（ただし、平成10年（1998年）以前に取得した建物についての減価償却は、定率法による。）

無形固定資産：定額法

4 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に充てるため、当会計年度の負担する支給見込額に基づき計上している。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。
なお、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用する。

④徴収不能引当金

役員従業員貸付金のうち、返済免除要件のある貸付金等の回収不能見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、長期前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生事業年度の事業費用として費用処理している。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

①補助金等の会計処理方法

運営費に係る補助金等は事業収益として計上し、固定資産の取得に係る補助金等は特別利益として計上している。

また、固定資産の取得に係る補助金等について圧縮記帳を行う場合には、固定資産を直接減額する方法を採用している。ただし、平成21年（2009年）以前に取得した固定資産に係る補助金等については、積立金経理による。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっている。

7 重要な会計方針を変更した旨等 該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金に関する事項 該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産

土地	105,772 千円
建物	1,736,470 千円
計	1,842,243 千円

担保している債務の種類及び金額

短期	706,000 千円
長期(1年以内返済を含む)	1,056,644 千円
計	1,762,644 千円

10 医療法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 (※) との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者である法人	株式会社SGホールディングス (注1)	新潟市中央区古町通二番町495番地	4,441,254	グループ法人の経営管理・指導	役員の兼務、債務被保証	債務被保証 (注2)	1,426,455	-	-
						保証料の支払 (注2)	2,939	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 当法人副理事長 池田祥護が代表取締役である法人。

(注2) 当法人の一部の借入れについて債務保証を受けております。保証料は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 個人である関係事業者

該当なし

11 重要な偶発事象に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であるため、賃貸借処理を行っている。

なお、一契約におけるリース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引のリース料総額は、1,093,165千円であり、未経過リース料の当期末残高は635,708千円(医療機器他)である。

② 退職給付引当金の会計基準適用時差異は、定額法により15年間で費用処理している。当期末の未処理残高は137,294千円である。

③ 繰延税金負債の発生の原因は、国庫等補助金圧縮積立金によるものである。

④ 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

主な補助金等の内容

(単位：千円)

内訳	交付者	交付額	貸借対照表等への影響
令和6年度政策医療交付金	新潟県	873,821	事業収益
新潟県医療機関・社会福祉施設光熱費等高騰対策緊急支援事業補助金	新潟県	17,652	事業収益

⑤ 有形固定資産の減価償却累計額は、6,440,699千円である。

様式第四号

※医療法人整理番号	349
-----------	-----

法人名 医療法人 愛広会
所在地 新潟県新潟市北区木崎7 6 1 番地

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
		国庫等補助金積立金	繰越利益剰余金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
令和6年3月31日 残高	1,250,000	63,070	△ 897,232	△ 834,161	360	360	416,198
会計年度中の変動額							
当期純損益			6,773	6,773			6,773
国庫等補助金積立金取崩		△ 11,611	11,611				
評価・換算差額等の変動					△ 353	△ 353	△ 353
会計年度中の変動額合計		△ 11,611	18,384	6,773	△ 353	△ 353	6,420
令和7年3月31日 残高	1,250,000	51,459	△ 878,848	△ 827,388	7	7	422,618

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人 愛広会
所在地 新潟県新潟市北区木崎 7 6 1 番地

※医療法人整理番号 349

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	4,188,170	-	-	4,188,170	2,790,785	114,507	1,397,385
	建物付属設備 (注1)	3,383,059	126,530	13,924	3,495,664	2,437,487	129,601	1,058,176
	構築物	504,510	-	-	504,510	400,920	23,278	103,589
	医療用器械 備品	474,193	32,864	14,712	492,346	407,096	28,843	85,249
	その他の器 械備品	482,417	28,383	32,559	478,241	385,647	29,268	92,594
	車両及び船 舶	19,587	-	-	19,587	18,761	825	825
	土地	347,759	-	-	347,759	-	-	347,759
	計	9,399,698	187,778	61,196	9,526,280	6,440,699	326,325	3,085,580
無形 固定 資産	ソフトウェア	36,905	3,280	-	40,185	31,983	7,585	8,202
	電話加入権	2,475	-	-	2,475	-	-	2,475
	その他の無 形固定資産	620	-	-	620	294	41	325
	計	40,000	3,280	-	43,280	32,277	7,627	11,003
その 他 の 資 産	有価証券	2,140	7	360	1,787	-	-	1,787
	役員従業員 長期貸付金	21,405	3,927	5,730	19,602	-	-	19,602
	長期前払費 用	73,495	34,415	49,259	58,650	-	-	58,650
	敷金	146,625	-	-	146,625	-	-	146,625
	その他の固 定資産	760	500	62	1,197	-	-	1,197
	計	244,426	38,850	55,412	227,864	-	-	227,864

(注1) 建物付属設備の当期増加額のうち主なものは、各施設FCU更新44,360千円、各施設GHP更新31,700千円等によるもので

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 医療法人 愛広会
所在地 新潟県新潟市北区木崎761番地

※医療法人整理番号	349
-----------	-----

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金 (流動資産)	8,772	-	-	△ 1,801	6,970
徴収不能引当金 (流動資産)	-	4,749	-	-	4,749
〃 (注1) (固定資産)	21,300	3,428	△ 600	△ 4,749	19,378
賞与引当金 (流動負債)	448,370	529,125	448,370	-	529,125
退職給付引当金 (固定負債)	170,058	74,580	53,531	-	191,107

(注1) 流動への振替

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人 愛広会
所在地 新潟県新潟市北区木崎 7 6 1 番地

※医療法人整理番号	349
-----------	-----

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2, 123, 000	1, 993, 000	1. 20	—
1 年以内に返済予定の 長期借入金（注1）	241, 748	251, 031	1. 27	—
長期借入金（1 年以内に 返済予定のものを除く。）	1, 982, 468	1, 885, 780	1. 27	2025年4月～ 2046年1月
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	4, 347, 216	4, 129, 811	—	—

（注1）長期借入金の次期以降の返済予定額は下記の通りとなっています。

	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期	2030年3月期
返済予定額 （千円）	251, 031	248, 676	245, 709	215, 841	193, 471

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1 年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後 5 年内における 1 年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 医療法人 愛広会
所在地 新潟県新潟市北区木崎 7 6 1 番地

※医療法人整理番号	349
-----------	-----

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
株券（株式会社じもとホールディングス）	1,000	354
〃（株式会社大光銀行）	1,000	1,433
計	2,000	1,787

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の 1 % 以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第 2 条第 1 項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の二号

法人名 医療法人 愛広会
所在地 新潟県新潟市北区木崎 7 6 1 番地

※医療法人整理番号	349
-----------	-----

事業費用明細表
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	473,190	
診療材料費	411,737	
医療消耗器具備品費	20,131	
給食用材料費	35,615	
期首材料棚卸高	42,465	
期末材料棚卸高	△ 56,007	927,134
II 給与費		
医師給料(常勤)	793,167	
外部医師給料(常勤)	291,325	
看護師給料(常勤)	1,606,711	
医療技術員給料(常勤)	1,062,177	
介護職員給料(常勤)	1,719,269	
事務員給与(常勤)	811,828	
役員報酬(常勤)	60,563	
看護師給料(非常勤)	96,265	
医療技術員給料(非常勤)	33,782	
介護職員給料(非常勤)	51,015	
事務員給与(非常勤)	148,230	
賞与(常勤)	1,273,007	
退職給付費用	57,420	
法定福利費	1,104,882	
確定拠出年金掛金	53,962	9,163,610
III 委託費		
検査委託費	29,096	
給食委託費	717,538	
寝具委託費	97,652	
医療委託費	65,126	
清掃委託費	153,452	
保守委託費	53,044	

業務委託費	215,597	
人材委託費	1,814	
その他の委託費	167,534	1,500,857
IV 設備関係費		
減価償却費	333,952	
器機賃借料	312,115	
地代家賃	547,322	
修繕費	109,738	
固定資産税等	41,509	
器機保守料	139,337	
器機設備保険料	5,935	
車両費関係費	41,595	1,531,507
V 研究研修費		
研究費	5,506	
研修費	15,242	20,749
VI 経費		
福利厚生費	57,089	
旅費交通費	10,604	
職員被服費	41,845	
通信費	42,496	
広告宣伝費	9,261	
消耗品費	118,103	
消耗器具備品費	20,696	
会議費	1,201	
水道光熱費	531,574	
保険料	11,167	
交際費	6,954	
諸会費	10,412	
租税公課	1,768	
寄付金	17,448	
管理諸費	4,816	
医業貸倒損失	639	
貸倒引当金繰入額	0	
貸倒引当金戻入	△ 1,801	
雑費	33,765	
患者外給食用材料委託	974	
期首仕掛品棚卸高	151	
期末仕掛品棚卸高	△ 785	
控除対象外消費税等負担額	425,491	
資産に掛かる控除対象外消費税等負担額	28,928	1,372,804
事業費用計		14,516,663

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I からVIの中区分科目は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 17 日

医療法人 愛広会
理事会 御中

清野 総合会計事務所
千葉県白井市

公認会計士

清野 豊

監査意見

私は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、医療法人 愛広会の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 2024 年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号（2016 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

強調事項

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記に記載されているとおり、法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、退職給付引当金に係る会計処理については簡便法を、所有権移転外ファイナンス・リース取引については貸借処理を採用している。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（2016年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（2016年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（2016年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上